清里町空き家活用促進事業要綱

平成２９年３月３１日

要綱第１０号

（目的）

第１条　この要綱は、空き家の改修に必要な費用の一部を補助し、住環境の向上を図るとともに定住ならびに空き家の利活用の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　空き家とは、居住の用に供する個人の所有する専用住宅及び店舗併用住宅で、現に居住していない町内に存する住宅をいう。

（２）　改修等とは、別表に掲げる工事をいう。

（３）　町内住宅・清掃関連業者とは清里町商工会の会員であつて、町内に独立した事業所を有し、住宅に関連する業を営む者をいう。

（補助の条件）

第３条　この要綱において、補助条件は次による。

建築基準法等の関係法令を遵守し、人と環境にやさしく安全性、耐久性に優れた住宅に係わる工事及び、前文に係わる工事と一体的に施工される増築、改築、改修に要する費用を補助対象とする。また、家財道具その他の物品の搬出及び処分又は清掃に要する費用を補助対象とする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

（１）　改修等を行う空き家の所有者又はその者から委任を受けた者であること。

（２）　改修等を行う空き家の所有者全員及び同一世帯に属する者全員が、町税等を滞納していないこと。

（補助対象住宅）

第５条　補助金交付の対象となる空き家は、次に定める各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　個人が所有する町内に存する空き家であること。

（２）　改修等の着手時において、建築後５年を経過していること。

（３）　町内住宅・清掃関連業者が工事を行うこと。

（４）　改修等を行つた後は、所有者が居住する又は３年以上賃貸住宅の用に供すること。

（５）　増築・改築・改修に要する費用（消費税を除く。以下同じ。）が５０万円以上であること。

（６）　また、家財道具その他の物品の搬出及び処分又は清掃に要する費用を補助対象とする。

（７）　改修等が各年度末までに完了すること。

２　前項第５号に規定する改修等に要する費用には、次に掲げる各号の費用は含まないものとする。

（１）　居住部分と居住以外の部分を併せて改修等の工事をする場合は、その居住以外の部分の改修等の工事に要した費用

（２）　清里町、その他公共的団体等から交付金等を受けた場合は、その対象となつた費用

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、増築・改築・改修に要する費用の３分の１以内の額とし、千円未満の端数を切り捨てた額で上限は３０万円とする。また、清掃・処分に要する費用の２分の１以内の額とし、千円未満の端数を切り捨てた額で上限は１０万円とする。

２　前項に係る増築・改築・改修に対する補助金と清掃・処分に対する補助金は、単独あるいは同時に交付することができる。

３　第１項に係る補助金は、「きよさと商品券」で支給することができる。

４　補助金の交付は、同一空き家について１回限りとする。

（補助金の申請）

第７条　補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式１）に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

（１）　申請者、及び世帯員の町税等の納付状況を町長が確認するための同意書、共同所有の場合は、所有者全員分の同意書

（２）　工事積算書の写し（補助対象工事と他の工事を分離したもの。一式見積もりは不可）

（３）　工事契約書の写し

（４）　工事内容を示す図面及び写真等

（５）　空き家の見取り図及び面積表（非居住部分を含む空き家で屋根、外壁等を改修する場合）

（６）　建物の所有権を証明できる文書の写し（登記事項証明書又は固定資産税納税通知書又は固定資産税課税台帳の写し）

（７）　住民票（所有者が町外に住所を有する場合）

（８）　納税証明書（所有者が町外に住所を有する場合）

（９）　委任状（所有者から委任を受けた者が申請する場合）

（１０）　その他、町長が必要と認めた書類

（交付の決定）

第８条　町長は前条の申請書の提出があつた時は、その内容を審査の上、適正と認めた場合は、補助金の交付の決定を行い、申請者に清里町補助金等交付規則（平成１７年規則第１３号）第５条に規定する補助金等交付決定通知書により通知する。

（内容の変更等）

第９条　補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）が前条の交付決定内容の変更等を行なう場合、交付決定者は、あらかじめ清里町空き家活用促進事業補助金工事変更等承認申請書（別記様式２）を町長へ届け出るものとする。

２　町長は、前項の申請があつた場合は内容を審査し、その結果を清里町空き家活用促進事業補助金工事変更等承認・（不承認）通知書（別記様式３）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告等）

第１０条　交付決定者は、空き家改修等の工事が完了した場合、実績報告書（別記様式４）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の３月末日までに町長に提出しなければならない。

（１）　施工業者が発行した工事代金の領収書の写し

（２）　工事を実施した箇所の写真（着工前と完成が比較可能な同じ構図）

（３）　建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な増築工事の場合）

（４）　住民票の写し（改修後に居住する場合）

（５）　その他町長が必要と認めた書類

（補助金の確定及び支出）

第１１条　町長は、前条の規定により書類を受理した時は、その内容を審査し、補助要件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付請求書（別記様式５）による交付決定者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第１２条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　補助事業を中止又は廃止したとき。

（２）　第４条及び第５条の条件を満たさないとき。

（３）　虚偽の申請その他不正行為によつて交付決定及び補助金の支払いを受けたとき。

（継続の義務）

第１３条　交付決定者のうち、改修した住宅を賃貸の用に供する場合は、補助を受けた日から３年間、賃貸住宅として取り扱わなければならない。

２　前第１項に規定する期間、毎年度末現在における状況報告書（家賃設定、賃貸状況、周知方法など）を翌月４月３０日までに提出しなければならない。

３　前第１項に違反した場合、町長は補助金の全部または一部を返還するよう命じることができる。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

別表（第２条第１項第２号関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 工事の種類 | 工事の内容 |
| 増築工事 | 既存の住宅部分のない場所に新たに住宅部分を建築する工事 |
| 改築工事 | 既存の住宅部分の一部を取り壊し、その場所に住宅部分を改めて建築する工事 |
| 改修工事 | １　人と環境にやさしく安全性、耐久性に優れた工事  （１）　段差解消、手すり、スロープ等の改修工事  （２）　断熱改修工事  （３）　省エネ家電・設備機器改修工事  （４）　耐久性補強工事  （５）　その他、人・環境・耐久性を高めるために必要な工事  ２　住宅の主要構造部の改修工事  （１）　基礎、土台、梁又は柱の改修工事  （２）　筋かい、火打ち等による構造補強工事  （３）　外壁、屋根等の改修工事  （４）　その他、人・環境・耐久性を高めるために必要な工事  ３　対象費用に含まないもの  （１）　住宅改修を伴わない内装工事  （２）　住宅改修を伴わない家電・設備機器工事  （３）　床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等の購入又は設置に要した費用  （４）　外構に係る融雪設備、散策路、庭、花壇等の施工に要した費用 |